

○公開口頭審理傍聴規則

制 定 昭和 46 年 5 月 8 日公平委規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、松山衛生事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の行なう公開口頭審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴手続)

第 2 条 審理を傍聴しようとする者は、委員会が傍聴席の数に応じて発行する別記様式の傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、審理開始前に審理場入口において交付することを例とする。

3 傍聴者が入場しようとするときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

4 傍聴者が退場する場合は、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴制限)

第 3 条 次の各号の 1 に掲げる者は傍聴を許さない。

(1) 精神に異常があると認める者

(2) 兇器その他危険のおそれのあるものを携帯する者

(3) 旗、プラカード等を携帯する者

(4) 異常な服装をした者または酒気を帯びた者

(5) 前各号のほか、委員会において入場を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴者は、場内において次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 傍聴席以外において、傍聴しないこと

(2) みだりに自席を離れないこと

(3) 異常な服装をしないこと

(4) 喫煙しないこと

(5) 飲食その他不体裁な行状をしないこと

(6) 審理中に発言し、または拍手をしないこと

(7) 私語、かん声、放歌その他審理の妨害になるような行為をしないこと

(8) 委員会委員長の命令および係員の指示に従うこと

(9) 前各号のほか、審理の進行を妨げ、場内の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

(退場命令)

第5条 委員会委員長は、この規則に違反したと認める者に対しては注意を促し、なおあらためないときは、退場を命ずるものとする。

2 前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴することを許さないことができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|----------|
| No | | | | | |
| 口 頭 審 理 | | | | | |
| 傍 聴 券 | | | | | |
| 日 時 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | 午前 午後 |
| 場 所 | | | | | |
| 松山衛生事務組合公平委員会 印 | | | | | |

(裏)

| |
|---|
| 傍聴者心得 |
| 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 傍聴席以外において、傍聴しないこと 2. みだりに自席を離れないこと 3. 異常な服装をしないこと 4. 喫煙をしないこと 5. 飲食その他不体裁な行状をしないこと 6. 審理中に発言しまたは拍手をしないこと 7. 私語、かん声、放歌その他審理の妨害となるような行為をしないこと 8. 委員会委員長の命令および係員の指示に従うこと 9. 前各号のほか、審理の進行を妨げ場内の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと |